

# 審尋期日呼出状及び答弁書催告状

債務者 宮部龍彦殿

平成28年4月8日

横浜地方裁判所相模原支部民事部保全係

裁判所書記官 門松健



事件番号 平成28年(ヨ)第16号

ウェブサイト削除等仮処分命令申立事件

債権者 部落解放同盟, 組坂繁之, 片岡明幸, 西島藤彦, 藤川正樹, 宮瀧順子

債務者 宮部龍彦

- (1) 債権者らからあなたに対して仮処分命令の申立てがあり, 下記のとおり審尋期日が定められましたので出頭してください。
- (2) 債権者らが裁判所に提出済みの主張書面及び疎明資料は, その写しが債権者らからあなたに送られます。 別添(同封)のとおりです。
- (3) 債権者らの主張(申立ての趣旨及び理由)に対する答弁書(正本及び写し各1通)を下記期日までに当裁判所に提出してください。

期日 平成28年4月18日 午前10時00分

場所 横浜地方裁判所相模原支部民事部保全係

- (注意)
- 1 出頭の際は, この呼出状を係に示してください。
  - 2 運転免許証等本人であることを証明できるもの及び印鑑を持参してください。
  - 3 弁護士以外の方が代理人となることはできません。
  - 4 この事件について提出する書面には, 事件番号, 当事者名を必ず記載してください。